

質問書に対する回答

質問 No	項目	様式・冊子名	ページ No.	質問	回答
8	参加者の資格要件について	実施要領	2	診療所は病院と読み替えてもよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
9	提出書類の作成方法等 (イ)提出者の設計業務の実績 a	実施要領	5	設計業務の実績について、「公衆浴場、寄宿舍、宿泊施設、病院または福祉施設」のいずれかとあるが、幼保連携型認定こども園は福祉施設の中に含まれますか？	提出者の設計業務の実績に「公衆浴場、寄宿舍、宿泊施設、病院又は福祉施設」を定めたのは、入浴に係る機能の実績を問うためのものであるため、入浴に係る機能がある実績について資料をご提出ください。